

令和3年度



政府統計

統計調査にご協力ください

統計調査が下記のとおり実施されます。調査員がお伺いした際は、ご協力をお願いします。なお、回収した調査票は適正に管理し、統計目的以外には使用しません。

※統計調査員は「調査員証」を携行しています。不審に思われた場合は、企画空港課へお問い合わせください。



調査名	周期	調査期日	調査対象	目的
学校基本調査	毎年	5月1日	幼稚園・小学校・中学校・高校・各種学校等	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育上の基礎資料とします。
経済センサス活動調査	5年	6月1日	全ての事業所・企業	事業内容、従業者数等を調査し、経済活動の情報を得ることを目的とします。

☎企画空港課企画政策班 ☎84-1279

合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

設置と維持管理

浄化槽を設置する前に次の届出などが必要です

建築確認を伴う浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています。
建築確認を伴わない浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

設置工事は専門業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出を行っている業者に依頼してください。

浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため次のことを行ってください

保守点検 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票は3年間保存してください。

定期清掃 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃をしてください。

法定点検 浄化槽の機能が維持されているか、(公社)千葉県浄化槽センターが検査をします。浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、その後は毎年検査を受けなければなりません。

補助制度

町では公共水域の水質保全のため、既存の単独(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換工事を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。合併浄化槽へ転換し、栗山川をきれいにしませんか。

補助金限度額

区分	単独(し尿)浄化槽から合併浄化槽に転換	汲み取り便槽から合併浄化槽に転換
5人槽	512,000円 ～662,000円	432,000円 ～532,000円
6・7人槽	594,000円 ～744,000円	514,000円 ～614,000円
8～10人槽	728,000円 ～878,000円	648,000円 ～748,000円

【注意】

- ・補助金の交付を希望される方は、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- ・すでに工事を始めている場合は、対象となりません。
- ・建物の新築(建て替えを除く)で転換工事を実施せずに合併処理浄化槽を設置する場合や、建て替えを伴う汲み取り便槽からの転換の場合は、対象となりません。
- ・販売目的・別荘などは、対象となりません。

☎環境防災課環境班 ☎84-1216